

平成20年10月13日

歯科技工海外委託裁判に思う

歯科技工士 御崎勝雄

A なぜ個人が訴訟に踏み切ったか？

10年以上も前から歯科技工物の海外委託(以後、海外委託という)が行われている噂があり、刑法上の手続きを進めた経緯があるが警察に受理されなかった。これに対して平成17年に厚生労働省は「国外で作成された補てつ物の取扱について」(医政歯発第0908001号)として都道府県衛生主幹部(局)長宛に通達した。いわゆるこれが問題の「平成17年通達」である。

その内容には海外委託を違法とか禁止するという項目はなく容認とも受け取れる文書であり、それが広く出回った。この現状を放置すればするほど歯科医療現場は混迷化し、ひいては国民の健康で安全な生活を営む権利に被害を及ぼす可能性が予測される。そのことをもっとも身近で感じている我々技工士が国民のために立ち上がらなければならない。

もはや時間の猶予はない。いつになっても海外委託反対運動を展開しない組織に期待するのを諦めて、とりあえずは意志を同じくする人たちが集まり、身銭を切って勇気ある行動に踏み切ったのである。原告団、弁護士団、支援者各位に敬意を表したい。

B 個人が国を訴える一般的な手法とは

個人が国を訴える場合、抽象的な事案や理論では裁判所は受理しない。国家賠償請求(国賠)という方法が一般的な手法だ。その公判で訴訟理由を述べることによって、原告、被告の主張が法的にはっきりさせる、それが狙いであった。行政事件訴訟はおおむね行政側の主張が通っている。今回は本論に全く触れられず賠償請求の棄却という門前払いとなった。これまでに海外委託が歯科技工士法違反という判例がなく、初めての法解釈について極めて高度な判断が求められていたが、地裁(一審)はそれを回避して訴えを却下した。これは、訴訟の進行上やむを得ない通例のことと受け止め、とにかく一つのハードルを越えて前進したのだと捉えるべきである。

C 裁判の効果と判決文の注目点

訴訟に踏み切ったことで、技工士の仲間が増えた。皆、汗水流して働いた苦しい生活の中から支援金のカンパに協力した。長崎県では有志による街頭署名活動が全国で初めて行われ、短時間に800名以上が集まったというから国民の関心の高さが分かる。裁判は各業界紙、一般紙に報道され、その後、週刊誌等が次々と取り上げた。識者の嘆願書や国会議員からの意見書が梶添厚生労働大臣に提出された。日野市、札幌市、名古屋市など地方自治体で意見書が採択され、現在、準備中のところもあるそうで、この一年間で業界を超えた国民的問題に発展した。判決当日にはテレビ局各社が取材し、夕方のニュース番組でその模様が報道された。その後、ラジオ(民放)でも10月2日の朝の番組で歯科技工士の窮状と中国製輸入義歯の問題が詳しく報じられた。このように広く国民に知らせる事ができ、裁判の効果は予想以上に大きく意義あるものであった。

この判決文で心に留め置く重要な3つの要点がある。

- 1 海外委託が合法とは示されなかった。
- 2 「所轄行政庁においてその違反の有無について調査し、その結果に基づいて違反行為を止めるように指導することが求められる」という記述がある。
- 3 「平成17年通達」は厚生労働省が一方的に作成したものでないことが判明した。

D 歯科技工士法改正への道程

歯科医療の中核部分を担う歯科技工が技術的にも学問的にも今日の医療の発展と進歩に寄与し、国民の健康で安全な生活に貢献しているにも関わらず、法律と医療行政サイドの進展と改善は見受けられなく、歯科技工法制定時の50年前と何等変わっていない。その歪みと軋みが今日の業界の疲弊と衰退を招いていると考えられる。これを改善するには医療関係法及び社会保障制度と歯科技工士法の改正が必要である。

最も近道で経費負担の少ない効果的な方法は裁判を通して得られる反響だと思う。裁判では海外委託が歯科技工士法に違反するという判例がないので、いずれ最高裁判所の判断を仰ぐ事になるだろうが、どのような判決が確定しようとも意見書や署名など地道な努力と世論の力強い支援がゴールへの源動力となる。この集結力を起爆剤として歯科技工士に理解ある国会議員に請願し、マスメディアと世論の後押しを得て法律改正へ進めば念願は達成できる。一步一步の積み重ねが大きな功績を生む、実現性の高い運動だと思う。全国の就業歯科技工士3万5千名がお互いに手を取り合い、横のつながりを広げ、協力し合ってがんばろう。勿論、歯科業界あげての支援をお願いする。

権力を持たない個人の活動として、控訴と署名活動がある。控訴によってさらにマスコミが取り上げ、広く国民に報道してもらえれば問題の深刻さをアピールすることができる。署名活動は、はっきりした反対の数が出ることによって控訴審を有利にし、立法及び行政府に具体的に嘆願する事ができる。これらの運動を進めるには多額の資金が必要だ。組織からの支援が見込めない以上、一人でも多くカンパと署名活動に協力しよう。

過去にこのような事実がある。昭和 47 年春、愛知県歯科医師会は歯科技工助手養成講習会計画を決定をした。愛知県技(村井瀨一会長)はいち早く抗議をし、日技(中筋勇吉会長)は名古屋地方裁判所に昭和 47 年 8 月 8 日その禁止仮処分の申請をし、会員一人当たり 500 円(現在相当額 2000 円。当時の日技会費月額 700 円)の資金カンパを要請し、会員もこれに応えた。また、抗議集会に全国から集まった約 900 名ほどが名古屋市内をデモ行進した。地裁は同年 11 月 22 日申請を却下、これを不服とした日技は直ちに控訴した。2年後、愛知県歯科医師会は「講習会を行わない」、日技は「控訴を取り下げる」という和解案が成立し、歯科技工助手養成講習会計画は廃止になった。愛知県技の迅速な行動、日技執行部の歯科技工法を守るという毅然たる姿勢と適切な判断及び会員の全面的な協力が、最良の結果を生みだした事例である。